

倉敷市玉島北高齢者支援センター 重要事項説明書

当センターは利用者に対して介護予防支援を提供します。センターの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

利用者が居宅での介護予防サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者又は家族・後見人等の希望をおうかがいして、「介護予防支援計画」を作成します。
- 利用者の介護予防支援計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及び家族・後見人等、指定居宅サービス事業者、第1号介護予防支援事業実施者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防支援計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者又は家族・後見人等の双方の合意に基づき、介護予防支援計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」と認定された方又は「介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業対象者」が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 事故発生時の対応について	4
7. 苦情受付について	4
8. サービス提供における事業者の義務	5
9. 損害賠償について	5
10. サービス利用をやめる場合	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会
(2) 法人所在地 岡山県倉敷市連島町矢柄 6092 番地
(3) 電話番号 086-448-1811
(4) 代表者氏名 理事長 道 廣 司
(5) 設立年月 昭和54年 3月13日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域包括支援センター
(2) 事業の目的 地域包括支援センターは、利用者に対し介護保険法、その他関係法令及び本契約書に従い、公正中立な立場から、利用者が可能な限りその居宅において、利用者の有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう介護予防サービス支援計画を作成するとともに、その計画に従った適切なサービスが提供されるよう、サービス事業者と連携を図り、連絡調整を行うことを目的とします。
(3) 事業所の名称 倉敷市玉島北高齢者支援センター
平成18年 4月 1日指定 岡山県第3300200239号
(4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市玉島陶856番地1
(5) 電話番号 086-525-1339
(6) 事業所長（管理者）氏名 畑地 桜樹
(7) 開設年月 平成18年 4月 1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
長尾小学校区・富田小学校区・穂井田小学校区

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日及び国民の休日と年末年始の3日間の特別休暇を除く。）
営業時間	月～金 8時30分～17時15分

- (3) 緊急時の対応

緊急の事項が発生した場合は、上記以外の時間でも対応いたします。

4. 職員の体制

当センターでは、利用者に対して介護予防支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1	0	1	1名	
2. 主任介護支援専門員	1以上	0	1以上	1名	
3. 社会福祉士	1以上	0	1以上	1名	
4. 保健師（経験のある看護師）	1以上	0	1以上	1名	

5. 当センターが提供するサービスと利用料金

当センターでは、次のサービスを提供します。

当センターが提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険又は倉敷市から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

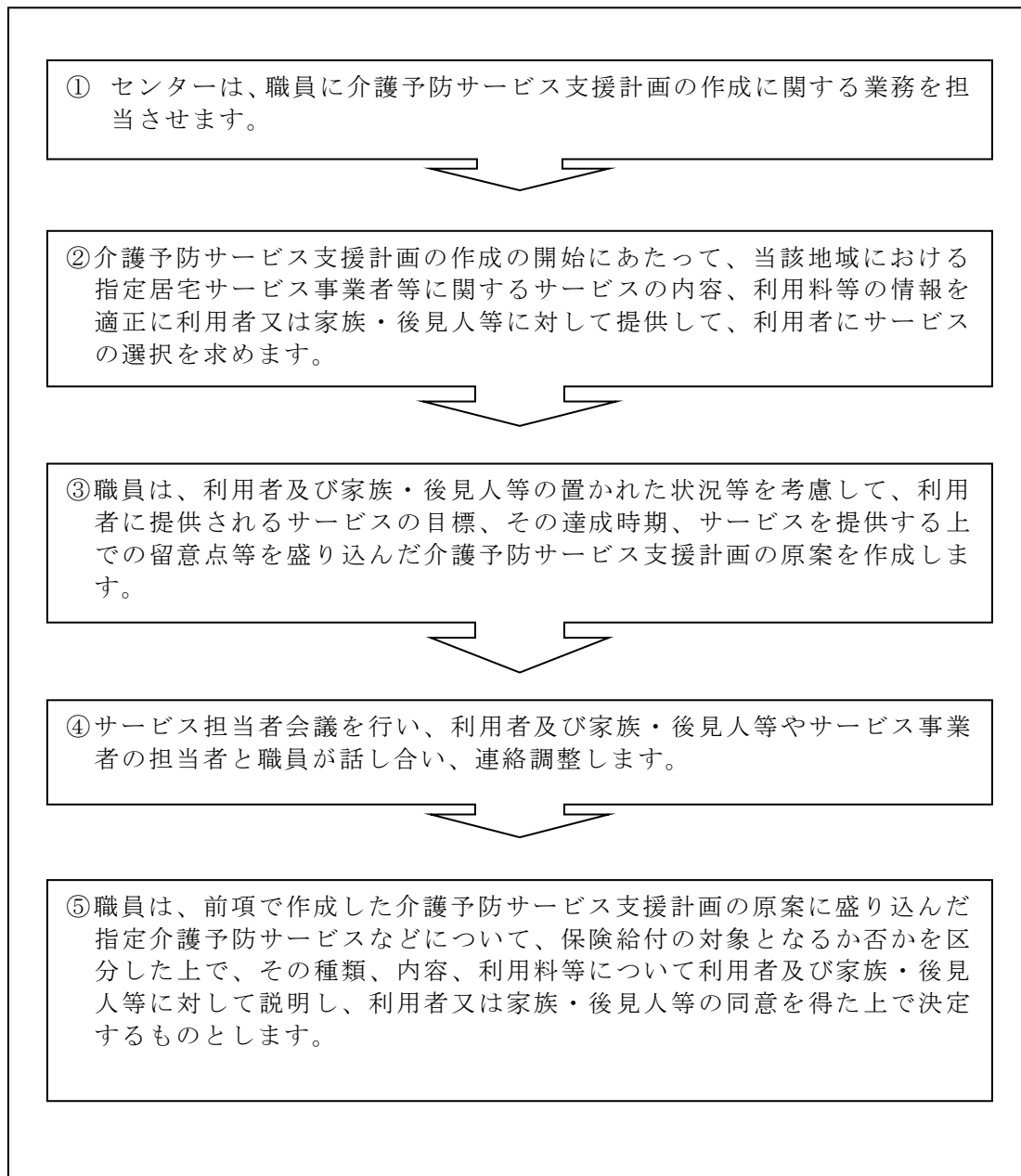
(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

① 介護予防サービス支援計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービス又は第1号介護予防支援サービス、その他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス支援計画を作成します。

<介護予防サービス支援計画の作成の流れ>



② 介護予防サービス支援計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及び家族・後見人等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス支援計画の実施状況を把握します。
- ・介護予防サービス支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者又は家族・後見人等の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 介護予防サービス支援計画の変更

利用者又は家族・後見人等が介護予防サービス支援計画の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者又は家族・後見人等の双方の合意に基づき、介護予防サービス支援計画を変更します。

④ 居宅介護支援事業者への紹介

利用者が介護給付の対象となった場合には、利用者及び家族・後見人等の希望に基づき居宅介護支援事業所への紹介を行います。

⑤ 介護施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

6. 事故発生時の対応について

当センターは、利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・後見人等及び市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、事故の状況やその後の処置等を記録に残します。

7. 苦情の受付について（契約書第8条参照）

（1）苦情の受付

当センターに対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 管理者 畑地 桜樹

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15

（2）行政機関その他苦情受付機関

倉敷市介護保険担当課	所在地	岡山県倉敷市西中新田640番地
	電話番号	086-426-3343
国民健康保険団体連合会	所在地	岡山県岡山市北区桑田町17番5号
	電話番号	086-223-8811
岡山県社会福祉協議会	所在地	岡山県岡山市北区南方2-13-1
	電話番号	086-226-2822

8. サービス提供における事業者の義務（契約書第4条、第9条、第10条、第11条参照）

当センターでは、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者へ提供した介護予防支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、利用者又は家族・後見人等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② 利用者又は家族・後見人等が他の介護予防支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者又は家族・後見人等から申し出があった場合には、利用者又は家族・後見人等に対し、直近の介護予防サービス支援計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 利用者及び家族・後見人等の個人情報に関しては、「個人情報保護に対する基本方針」「個人情報保護の利用目的」に基づいて管理・運用します。
(個人情報の保護)
- ④ 介護予防支援を提供するうえで知り得た利用者及び家族・後見人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ⑤ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。
 - ・当センターにおける虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - ・当センターにおける虐待防止のための指針を整備します。
 - ・職員に対し虐待防止のための研修を定期的に実施します。
 - ・虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。
- ⑥ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、その記録を完結の日から5年間保管します。
- ⑦ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- ⑧ 感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。
 - ・感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を適切に開催します。
 - ・感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
 - ・職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

9. 損害賠償について（契約書第6条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者又は家族・後見人等に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者又は家族・後見人等から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第5条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者が死亡した場合② 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が要介護と判定された場合③ 利用者が介護保険施設に入所した場合④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ 利用者又は家族・後見人等から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は次頁の（1）をご参照下さい。）⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は次頁の（2）をご参照下さい。） |
|---|

（1）利用者又は家族・後見人等からの解約・契約解除の申し出（契約書第5条参照）

契約の有効期間であっても、利用者又は家族・後見人等から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の3日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した介護予防サービス支援計画に同意できない場合② 事業者もしくは職員が正当な理由なく本契約に定める介護予防支援を実施しない場合③ 事業者もしくは職員が守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくは職員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第5条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者又は家族・後見人等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者又は家族・後見人等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③利用者又は家族・後見人等からの社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当センター及び職員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合、以下のような行為がハラスメントとみなされます。
 - ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げる、刃物を向ける、手を払いのける等）
 - ・セクシュアルハラスメント（身体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動、付きまとい等行為）
 - ・その他、職員に対する言動や環境が著しく社会的規範に逸脱し、サービス利用継続をしがたい事由があると判断した場合。

介護保険（総合事業）利用に関するお願い

- サービス利用時には、複数の事業所（公的サービス以外も含む）を提示させていただきますので、その中から適切な事業所をご本人及びご家族が選択してください。
- 介護予防支援計画書に記載された内容、利用するサービス提供事業者等の選定理由等については説明させていただきますが、ご不明の事は何でもご質問下さい。
- 医療機関に入院される場合には、高齢者支援センターの担当職員及び連絡先を、医療機関担当者にお伝えください。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名

家族・後見人等
住所
氏名
利用者との関係 ()

介護予防支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説 明 者

事業所名 社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会
倉敷市玉島北高齢者支援センター

職 名
氏 名